

平成25年 第3回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成25年第3回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成25年11月11日(月曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 7号 専決処分の報告について
専決第21号 損害賠償の額の決定並びに和解について
日程第 4 議案第98号 工事請負契約の一部変更について(荒海中学校大規模改造事業
(校舎)建築主体工事)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大桃英樹	議員	3番	湯田良一	議員
4番	室井嘉吉	議員	5番	室井実	議員
6番	湯田哲	議員	7番	渡部優	議員
8番	楠正次	議員	9番	高野精一	議員
10番	山内政	議員	11番	渡部忠雄	議員
12番	湯田秀春	議員	13番	星登志一	議員
14番	阿久津梅夫	議員	15番	五十嵐司	議員
16番	大竹幸一	議員	17番	菅家幸弘	議員
18番	芳賀沼順一	議員			

欠席議員(なし)

説明のための出席者

大宅宗吉 町長 五十嵐竹則 教育長

芳 賀 美惠子	会 計 室 長	長 沼 芳 樹	総 合 政 策 課 長
湯 田 文 則	総 務 課 長	角 田 厚	商 工 観 光 課 長
星 不二夫	税 務 課 長	宍 戸 英 樹	住 民 生 活 課 長
舟 木 由紀子	健 康 福 祉 課 長	鈴 木 忠 男	建 設 課 長
長 沼 豊	環 境 水 道 課 長	大 竹 洋 一	農 林 課 長
星 正 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	原 田 稔	学 校 教 育 課 長
湯 田 順 一	生 涯 学 習 課 長	室 井 裕	館 岩 総 合 支 所 長
齊 藤 友 一	伊 南 総 合 支 所 長	近 藤 甚 悦	南 郷 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

酒 井 直 伸	事 務 局 長	鈴 木 雄 蔵	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開会 午前10時13分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

ただいまから平成25年第3回南会津町議会臨時会を開会します。

-----◇-----

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 これから本日の会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番、室井嘉吉君及び9番、高野精一君を指名します。

-----◇-----

◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定しました。



◎報告第 7 号の上程、説明、質疑

○芳賀沼順一議長 ここで、議案審議に当たり議長から申し上げます。

これから議題となります日程第 3、報告第 7 号、日程第 4、議案第 98 号の議案審議については、議会基本条例第 10 条の規定によって質疑、答弁は一問一答方式で行うものとし、会議規則第 55 条のただし書きの規定によって、質問の回数が 3 回を超えることを許し、同規則第 56 条の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね 30 分に制限しますので、質疑の趣旨は簡単明瞭をお願いします。

日程第 3、報告第 7 号 専決処分の報告について、専決第 21 号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成 25 年第 3 回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

これより、今臨時会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第 7 号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

専決第 21 号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は本年 7 月 18 日に南会津町田島字後原地内の役場前町道交差点において、町有車と右側から走行してきた相手車両とが接触し損傷させたものでありまして、過失割合を町 10%、相手方 90% として相手方に対して賠償金 2 万 3,450 円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について、去る 10 月 25 日に専決処分をしたものであります。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第 2 項の規定により報告するものでありますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号 専決処分の報告について終わります。



◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第4、議案第98号 工事請負契約の一部変更について（荒海中学校大規模改造事業（校舎）建築主体工事）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第98号 工事請負契約の一部変更についてご説明を申し上げます。

本件は、平成25年5月17日付及び同年9月30日付で株式会社大桃建設工業との間に契約した荒海中学校大規模改造事業（校舎）建築主体工事契約について、外壁の改修面積の増加等に伴い工事請負契約金額を760万3,050円増額し、1億9,850万9,850円とするものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 まず1点であります。今回の約760万の増額の理由、今の外壁の改修工事がふえたと、その内容を説明いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

今回の変更の主な内容でございますが、外壁工事、外壁の塗装をする際に、工事に着手する前に外壁のモルタルの確認をさせていただきました。これは打音検査ということでハンマーでたたきながら実施する検査でございますが、検査をいたしましたところ、モルタルが浮いている状況があるのを、鉄筋コンクリート物にモルタルを塗って塗装しているという状況でござい

ますが、打音検査の結果、そのモルタルがコンクリートから若干剥がれていると、浮いているという状況がございましたので、それを今回エポキシ系の接着剤を注入するという変更内容でございますが、これが外壁面積1,681平米に対しまして、今回その打音検査で補修が必要となった面積が435平米、塗装面積の約25.9%の面積が補修要ということでございますので、これに対する変更内容ということでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 このモルタルが本体から浮いたという、これは通常考えられる老朽化ということで判断してよろしいのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 老朽化といいますか、ある程度寒さとか、そういった気象条件によって長年の間にモルタルとコンクリートが分離というか、剥がれるという状況に捉えてございます。それで、モルタル、コンクリート等については、耐久年数については五、六十年もつ計算になってございますので、老朽化という判断ではなくて、そういった気象条件によってコンクリートとモルタルが分離といいますか、浮いてしまったという状況に捉えてございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

この工期は12月20日だと記憶しておりますが、この追加の工事によってこの工期に変更があるのかどうか伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

今、議員おただしのとおり、この工期につきましては12月20日を最終日としてございます。この工期につきましては、生徒さんたちが針生小学校を仮校舎として使用しているという特殊性もございますので、工程管理をしっかりと上で工期を変えないで実施していきたいというふうに考えてございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 今、建設課長おっしゃったように20日で終わる、これ工程管理しっかりとすることでありまして、業者によっては冬休みになるからというような感じではずれ込むこと、これは受験生を持つ親にとっては本当に今大事な時期で、今も負担がありますけれども、これから先は本当に追い込みの時期だと思いますので、その辺管理をきちんとして

いただくようお願いして、質疑を終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◆ —————

◎閉議の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

————— ◆ —————

◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 平成25年第3回南会津町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員